習志野市農業委員会総会議事録

平成28年第5回習志野市農業委員会総会は平成28年5月23日(金) JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

- 1. 開催時刻 午後 2時00分
- 1. 委員の出欠席 17名中 15名出席 欠席 1名 ※ 15番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 三代川 正夫 2番 三橋 喜左衛門 3番 三代川 彦博

4番 合間 正秋 5番 立崎 誠一 6番 伊東 壽

7番 三橋 武夫 8番 葛城 芳一 9番 相原 和幸

10番 伊藤 和彦 11番 飯生 良 12番 田久保 征夫

13番 小川 孝雄 14番 荒原 ちえみ

会 長 廣瀬 博会長職務代理者 飯生 正己

- 1. 議事録署名人 6番 伊東 壽 7番 三橋 武夫
- 1. 議案審議結果

上程 4件 承認 4件 不承認 0件 審議未了 0件 件

- 1. 閉会時間 午後 3時00分
- 1. 議案案件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - 議案第3号 生産緑地のあっせんについて
 - 議案第4号 生産緑地のあっせん結果について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書(相続)について

議長

平成28年 第5回習志野市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席委員5番、立崎 誠一委員より欠席の報告をいただいています。

よって1名の欠席者と1名の欠員を含め17名中 15名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。

6番 伊東 壽委員 7番 三橋 武夫委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。

本日の議案の上程件数は4件、報告案件が3件でございます。

ここで総会に入る前に、協働経済部産業振興課より 「人・農地プラン」についての説明をしたいとの申出がありました。 産業振興課より「人・農地プラン」の説明をした後 総会の審議に入りたいと思いますが宜しいでしょうか。

各委員

・・・・各委員 異議なしの声・・・・・

議長

それでは、産業振興課の職員が待機していますので、 事務局は職員を案内してください。

産業振興課の「人・農地プラン」の説明が終わるまでの間、 暫時休憩いたします。

青野係長

・・・・人・農地プランの説明(産業振興課)・・・・

議長

産業振興課の説明も終わりましたので休憩前に戻り 会議を続けます。

それでは、事務局より 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案の朗読をお願いします。

事務局

議案第 1 号

農地法第3条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、 許可について審議を求める。

平成28年5月23日 提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●●番● ●●●m

2 権利の内容

所有権移転 (売買)

3 申請者住所・氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●番●号 ●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●番●号 ●●

議長

これより、議案第1号の現地調査報告を 6番 伊東 壽委員よりお願いします。

伊東壽委員

議案第1号「農地法第3条の許可申請について」調査報告させていただきます。

調査は、平成 28 年 5 月 16 日に廣瀬会長はじめ、農業委員 11 名と事務局職員 2 名、計 13 名の立会で行いました。

場所につきましては案内図にありますとおり、●●●丁目●●●の近く、●●●●に 抜ける農道に面したところにあります。

譲渡人の●●さんは高齢で、体力的に耕作を続けることが難しく、農地を売却したいと のことです。

譲受人の●●さんは、今回取得する農地の隣に耕作しており、今まで道なしであったので、接道ができるようになれば、一体として耕作するうえで大変都合がよいとのことでした。●●さんは、ご夫婦で大変熱心に農業に取組んでおられますし、息子さんも手伝っているようです。

尚、作付け計画につきましては、葉物や根菜類を作ると聞いてております。

以上議案第1号の調査報告とさせていただきます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 伊東 壽委員、調査報告ご苦労様でした。

続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。

事務局・・・資料により詳細説明・・・

議 長 次に議案第1号の審議に入ります。

議案第1号について、ご意見、ご質問等の有る方は挙手願います。

ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第1号は可決いたしました。 事務局は、申請者に対して許可書を交付してください。

次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明願」について議案説明をお願いします。

事務局 議案第2号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

平成28年4月25日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、 農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので審議を求める。

申請者

·習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● (●●歳)

·習志野市●●●●丁目●番●号 ●● (●●歳

·習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●● ●●● (●●歳)

·習志野市●●●丁目●番●号 ●● (●●歳)

·●●●市●●●●●●●●●●● (●●歳)

(平成28年4月11日死亡)

買取り申し出事由の生じた者

習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●● ●● 他4名

買取り申し出予定生産緑地

習志野市●●●丁目●●番 ●● m²
習志野市●●●丁目●●番● ●● m²
合計面積 ●●●● m²

•登記地目 畑 •現況地目 畑

登 記 内 容 権利者 申請者と同じ

・●●● ●● 持分5分の1

・●●● ●● 持分5分の1

・●●● ●●● 持分5分の1

・●● ●● 持分5分の1

・●● ●● 持分5分の1

申し出事由

権利者において死亡若しくは疾病により、今後農業従事が困難である旨の 診断がされたことから、従前生産緑地としていたこの農地について買取申出 を行うこととなった。

議長事務局、ご苦労様でした。

続きまして、現地調査報告を12番 田久保 征夫委員より お願いします。

田久保委員

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について 現地報告をいたします。

調査は、平成28年5月16日に申請者である●●● ●●氏 立ち会いのもと、 廣瀨会長はじめ、農業委員 11 名と事務局 2 名の計 13 名で行いました。

場所につきましては案内図のとおり、●●●丁目で、●●●●●●の道路を挟んで向かい側になります。

この土地は、長年●●●●として●●●●に●●●●●農地です。

申請者の5名のうち、●●● ●●氏、●●● ●●氏は耕作を行っておりましたが、 手術等をされ、医師の診断により今後、耕作ができない状況にあります。

またすでに2名は亡くなっており、残る1名についても耕作を行っておりません。

申請者も高齢になり、耕作を続けられないことから、存命中に買取り申し出を行うものと聞いております。

以上で、議案第2号の現地報告とさせていただきます。

議長

田久保 征夫委員、現地調査報告ご苦労様でした。

事務局は、補足説明ありますか。

事務局長

現地調査に行っていただきましたが、以前は●●●ということで●に●●●おりました。平成●年度に設置されてから●●年程になります。

契約は平成●●年●月●●日で満了しております。

●●●●で●●●していたということでした。

こちらは生産緑地ですが、どなたも耕作する方がいらっしゃらないので 親から5分の1づつ相続しているのですが、亡くなった方もいたり相続が発生し ていたり、●●●さんも持病もございまして、耕作できないということで、 今回解除するという申請でございます。

議長

質問等がありましたら、挙手願います。

質問等がなければ、採決に入ります。

議案第2号の

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の 発行について、賛成の方の同意を求めます。

証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。

全員賛成を持ちまして、議案第2号の

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」は、 同意されましたので、事務局は本日付で事務処理を行ってください。

続きまして、議案第3号 生産緑地のあっせんについて を議題といたします。

事務局より、議案第3号の朗読をお願いします。

事務局

議案第3号

生産緑地のあっせんについて

所在地

習志野市●●●●丁目●●●●番● (●●●●●生産緑地地区)

申請者

習志野市●●●●丁目●●番●●号 ● ●●●

面 積 ●●●●㎡ (約●●●坪)

買取希望額

希望額●●●●●●●●m³単価●●●●●●

坪単価 約 ●●●●●●円

用途地域

第一種住居地域(建ペい率60%、容積率200%)

当初の申出事由(生産緑地の主たる従事者の証明)

平成28年第2回総会(2月)において、議案第5号で生産緑地に係る農業の 主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決した ので証明書を発行した。

期 限 平成28年6月29日(水)までに回答

生産緑地法第10条の規定に基づき、平成28年4月4日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。

よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。

次回(6月)の総会で、あっせん結果の報告を求めることになります。 以上です。

議長

これより、議案第3号についての審議に入ります。 ご質問等の有る方は、挙手願います。

他に、質問等が無ければ、この案件につきましては 皆様で地域に持ち帰り、買取申出者がいるか確認いただき、 来月の総会で結果の報告を求めることになりますので よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第4号の

「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。 事務局より議案の朗読等お願いします。

事務局 議案第 4 号

生産緑地のあっせん結果について

平成28年4月21日開催の平成28年第4回総会、議案第4号において審議し地域農 業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものである。

1. 生産緑地の申請地・面積 (●●●●●生産緑地地区)

習志野市●●●●●丁目●●●番●の一部 ●●●.●●●㎡

習志野市●●●●丁目●●●番● **●** m²

二筆の合計面積

● • • • • • m²

2. 買取希望額

希望額 ●●,●●●,●●●円

が単価

坪単価 約●●●.●●●円

3. 回答期限 平成28年5月27日(金)

議長 只今の議案第4号の結果について、

皆様の地域の農業者で買取り希望者がいた地区の方は、

挙手願います

各委員 ・・該当なし・・・・

只今の結果、どこの地区からも買い取り希望者がいなかったことに 議長 なります。

よって事務局は、市長に対しまして買い取り希望者なしで 回答してください。

次に、報告第1号及び第2号の

「農地転用届出書の受理通知等について」 すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。

続きまして、報告第3号

「引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」 現地確認を行った11番 飯生 良委員報告をお願いします。

飯生良委員

家に訪ねて行きましたが、本人も農業をやっと維持している状態で、作付けも 今大根をやっていて片づけないでそのままになっている状況です。

他の農地もネギをやっていたところを里芋など作っていたりはしてますが、これ から縮小傾向になると思いますが、昨日あたりうなったようです。

でも、まあまあ畑として成立していると思います。

議長

●さんは、何歳ぐらいの方ですか。

飯生良委員

●●歳になると思います。

議長

結果としては、引続き農業経営を行っていく意思はあるということですね。

飯生 良委員、ご苦労様でした。

今後もパトロールよろしくお願いします。

他に何かございますか。

ないようでしたら、これをもちまして、

平成28年第5回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。